

第 203 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 203 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 24 年 1 月 13 日（金）14:23～15:48

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）
- 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査（環境省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、加藤専門委員、廣松専門委員

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部社会統計課 西村課長、網野課長補佐、佐藤課長補佐、
新井課長補佐

（環境省）

水・大気環境局水環境課 古田課長補佐、長谷係長

（事務局）

栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 203 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」、環境省の「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課西村課長に御出席いただいておりますので、事業の評価等を踏まえた実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は 20 分程度でお願いいたします。

○西村課長 厚生労働省社会統計課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の中で A-3 が「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の実施要項（案）でございますので、これに沿いまして、特に、21 年から 3 年間で前回の契約でございましたので、それとの違いの点を中心に御説明申し上げたいと思います。

この調査については、社会福祉施設等、介護サービス施設・事業所についての調査でございまして、平成 20 年度までは、基本的に自治体を通して調査をしていたということで、100%の回収であったわけでございます。これが、21 年度から市場化テストで民間委託になりましたので、21 年度から 23 年度までの 3 年間の契約が今般切れるということで、24 年度からの新たな実施要項を定めることになっているわけでございます。特に社会福祉施設とか介護保険の関係の事業所はほぼ全部公費で運営されていること、それから、施設や事業所についても許認可の対象になっていることから、例えば、世の中に老人ホームが幾つあるとか、世の中に幾つ保育所があるかをわかっていることが必要であるわけですが、この 21 年度からの契約の中では、民間委託にしたということで、多分、自治体経由でなくなったことが大きな理由だと思っておりますが、回収率が 100%でなくなりました。これは、もちろんある程度覚悟はしていたわけでございますが、ふたをあけてみますと、回収率が 100%でないということで、例えば世の中に幾つの保育所があるとかいうのがわからなくなってしまったことが、非常に利便性の低下につながったという反省もございまして、この点について何か工夫ができないかというところが、今回、大きなポイントだったわけでございます。今般は、それに対応して幾つかの利便性を確保するための改善を図るべきということで、去年の夏に、本委員会でも御指摘いただきました点を踏まえて見直しをしたところでございます。

1 ページは、社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査、この 2 つの調査はそれぞれ別々の調査ですが、契約としては一本になります。社会福祉施設等調査については、最初に黄色で書きましたところですが、調査の見直しを行った結果、27%程度の調査事項を減らすことにしております。これは、いわゆる施設の名称とか定員とか、そもそも行政の許認可の対象になっているものについては、行政において把握しておりますので、民間事業者に調査を委託する部分については、その部分については削減をして、業者の負担を減らすことにしているところでございます。

その下ですが、3 年周期で精密調査を行っておりまして、3 年に 1 回詳しい調査をしております。この社会福祉の関係では、次は 24 年度になるわけですが、その関係から、この契約は 3 年

契約という形になっているわけでございます。

それから、1ページの下は、「調査の対象」で、介護保険の関係は別の調査になりますが、いわゆる社会福祉施設すべてを対象にしております。2ページの3行目にあります保育所が、数としては圧倒的に多くなっております。

なお、赤で引きましたところは、先般、パブリックコメントにかけた後、その後の状況の変化で修正をした部分でございます。2ページに少し赤が入っておりますのは、その後、障害者自立支援法の改正の内容が明らかになりましたので、その改正に伴って、幾つか事業の種類が変更になったりしておりますので、それを反映した形にしたものでございます。

そして、2ページの一番下は、社会福祉施設・事業所調査の対象となる施設が書いてあります。施設関係で14,400等々でございまして、合わせて、合計は書いてありませんが、社会福祉施設の関係では100,600程度になります。

3ページは、それぞれの事業ごとに調査票が分かれているという形でございます。

そして、3ページの黄色で引いたところは、調査票の配布・回収等については、民間事業者の創意・工夫が期待できる業務でございますので、オンライン調査等の幅広い提案を可能とする、という形にしているところでございます。

それから、3ページの下からは、「介護サービス施設・事業所調査」でございますが、これも同様に、一番下で、基本的な施設の名称とか定員等については、行政情報で把握できることから、今般、民間委託する部分については、25%程度調査事項を減らすことにして、事業者の負担を軽減することにしております。

4ページの「調査の対象」は、介護保険の関係の各種施設及び在宅の事業所でございます。一番多いのは、「居宅サービス事業所」と書いてありますけれども、訪問看護ステーションとか、訪問介護事業所、いわゆるホームヘルパーの事業所が、数的には一番多いことになります。

5ページです。想定客体数については、ここに書いたとおりでございまして、介護保険関係の施設12万余でございます。

赤で書いてありますところは、調査票が固まって来たなど、このパブリックコメント以降の状況を反映して若干修正をしています。

6ページの下からは、請負業務の内容でございます。7ページの上にありますように、業務期間は、平成24年5月契約締結後、3年の契約でございます。7ページの下にございます「業務の引継ぎ」については、従来必ずしも明確でなかったものを明確にしたというような記載の変更でございます。

8ページに業務内容がございます。ここで、特に、問い合わせ・苦情対応、督促については、より良質で低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意・工夫を求めておりまして、ここが今般の見直しの大きな点でございます。特に、督促の仕方など、いろいろな工夫がございます。これによって回収率が上がったり、あるいは調査の質がよくなったりしますので、この部分については、最後の配点で、問い合わせ・苦情対応や督促などの部分については重点的に配分するという形で、民間事業者の創意・工夫を求めるようにしております。

それから、実際の業務は、8ページの半ば以降、ア、イ、ウ、エ、オと書いてあるところがございます。まず、アで名簿の作成でございまして、5月の段階、10月の段階で、名簿を作成します。それから、印刷をして、受付簿をつくって、調査票を封入・発送して、事業所などからの照会に対応すると、こういったようなこととございます。9ページで青で書いてある部分については、パブリックコメントに対応して修正をしたところとございます。パブリックコメントは、この入札をおそらく予定している事業者からのコメントであったわけですが、ここの新規開設分についての見込み件数はどれくらいかをはっきりさせてほしいとか、あるいは、印刷はどういった形式で行うかをはっきりした方がいいというような求めに応じて、修正をしているところとございます。

10ページは、調査票の受付をし、そして、審査をして、返ってこないところに督促をします。10ページの真ん中に黄色で引いてあるところは、「審査が終了した調査票は、調査票等の種類ごとにまとめ散乱しない状態で保管する」ということで、これは、従来は、番号順に並べてくださいということにしておったのですけれども、今般、次のページにございますように、スキャンデータの作成を求めることにしておりますので、その分、調査票自体は並べ替えなくてもいいことにしたところとございます。11ページには、電子画像データ化によって、コンピュータの画面で実際に調査票をチェックできるようにしまして、具体的な仕様等についても詳しく記載をしたところとございます。今般、スキャンデータの作成部分については、新たに義務づけることになっているわけですが、10ページにありますような、順番に並べ替えるという手間がその分なくなりますので、これで、手間としては大体とんとんかなというところかと思えます。

11ページ以下は、納品物等々ですが、この部分は特段大きな変更はございませんので、飛ばさせていただきます。12～13ページに注意事項等について書いてございますが、黄色で書いてある点は、前回より変更したところですが、この手の実施要項、ほかの役所のものなどにも一般的に書かれているものについて、平仄を合わせて列記したものです。

14ページは、今般の見直しの大きな目的としては、回収率がもともと100%であったものが、どうしても100%は民間委託ではできなくなったことで、より利便性が低下したことをどう補うかであったわけですが、今般、回収率をなるべく高いものにして、その精度を高めようという要請、一方で、現実的には、民間委託で行っておりますので、100%達成は難しいわけとございますので、従来の実績に応じて、上回らなければならない回収率を定めているところとございます。前回の契約でも、調査票ごとに分かれており、おおむね8割程度としていたところですが、実際には、21年度、22年度の実績を見ますと、90%近い達成をしております。その中で、実績に基づいてということで今回決めておりますが、過去の実績の中の一番低いものをベースとして、かつ、なるべくクリアしやすいように、各事業所ごと、事業の種別ごとに事情も違いますので、きめ細かく対応できるように、ここに書いてあるような形で上回らなければならない回収率を定めたところとございます。

14ページの下は、パブリックコメントの中で、検査終了後の支払時期等について、もっと明確にしてほしいということがございましたので、それに依って変更をしているところとございます。

16ページの黄色で書いてあるところは、単独で当該業務が担えない場合には、共同事業体を組織

して参加することができることを追加しているところでございます。

17 ページは、形式的な改正でございます。

18 ページからは、「落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法」でございます。今回、この評価の基準についてはかなり工夫をいたしまして、事業者の創意・工夫が反映できるような形の点数配分にしたということでございます。具体的には、29 ページに別紙という形で、表に書いてあるところですが、この中で、点数のところ黄色の点が打ってあるようなところを特に点数配分を高くしております。特に、いわゆる研修とか、あるいは問い合わせ・苦情対応、督促、調査票のデータ化を例えばオンラインでやるとかも含めて、この点、特に回収率を向上させるために創意・工夫が求められるところについて、重点的に点数を配分しております。

いわゆる従来の実施状況に関する情報開示については、30 ページ以下で詳しく過去の状況について開示をしているところでございます。

25 ページで「著作権等の取扱い」を記載しております。これについては、ほかの例に従いまして明確化をさせていただいたところでございます。

27 ページまで、そういった形で実施要項になっているところでございます。以下は、関係の資料が添付してあるところでございますので、ご覧いただければと思います。

とりあえず、御説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○加藤専門委員 まず、実施要項（案）の 14 ページの「契約内容等」の 2）です。契約金の支払いについての記載です。これを読みますと、結局、支払いについては、納品物や業務の完了を確認できる書類が厚労省に提出がなされて、検査が終了して、その後、落札者が請求をなさって、その後支払いと読み取れるのですけれども、これは各年度ごとにそういうふうに行うのであれば、年 1 回の支払いになろうかと思えます。これについて、1 年間作業をしている間は、支払いについては全く受けられないことになると思うのですが、この点については、パブコメ等で、例えば月次の精算は可能ですかとかあったと思うのですが、この点についてのお考えを確認させてください。

○西村課長 ありがとうございます。

会計法ないし各種会計規程に従いまして、何らかの成果物が出てきたら、それに応じて支払いをすることにはなっているわけですが、この調査については、年に 1 回結果報告が出てくるという形になっております。ほかの例で言いますと、例えば月例報告をつくっているような調査、各月ごとに調査しているようなものがあったり、あるいは、年に 2 回暫定と確定の調査結果を出したりしているような例があって、そういったものについては、その報告書が出てきた段階で支払いをするというようなことをやっている例もあるようでございますが、この調査については、6 月ぐらいから始まって、実際には 10 月に調査をして、そして、年内ぐらいに集まってきて、年明けに整理をして、2 月ないし 3 月に納品をするという一連の作業で、1 回年度末に報告を受けるという仕組みになっておりますので、支払時期は 1 回になっているわけでございます。

○加藤専門委員 そうしますと、パブコメの4番目の「ご意見に対する考え方」で、「支払いの手続きについて明確化するため、実施要項 14 ページ「(5) 契約内容 2」の後段を修正します」と書かれています。これはどういう形で修正をされる御予定でしょうか。

○西村課長 14 ページに青で書いてありますのは、修正した後のものでございます。修正する前は、支払いについては「協議して決める」と、あっさり一言で書いてあったのですが、それだと、具体的に納品されて、それから、何日以内にどういうふうにとということがわからないので、それについては明確化したということです。

実際にどういう形で行われているかという、正式には3月中に納品があって、実際に過去の例で言いますと、4月20日ぐらいに支払いが行われているということでございますので、納品されて、さほど間を置かず、最低限の書類の手続きを経て、審査を終えて、支払いを行っているという形でございます。

○加藤専門委員 例えば3月に請求がなされて、30日以内の支払いと書かれていますので、4月の支払いと。ただ、準備をなされて、作業が開始されるのは6月ぐらいですね。そのピークの時期は夏場から秋になるかもしれませんが、その間、人件費の負担とか、落札者側で資金的な負担を負うことになろうかと思いますが、その点は、例えば分割払いとか、あるステップが終わったところで精算して、協議した上でと、そういう形は考えられないものなのでしょうか。

○西村課長 御趣旨は、問題意識はとてもよくわかります。私どもも、実は、これを3年前に初めて入札にかけたときに、不落になっていたりするものですから、なるだけ多くの事業者さんに参加していただくような工夫をしたいなということですが、おっしゃるような点は、私どもも問題意識としては持って、検討をしてみたところですが、何分、成果物が出てくるのが、調査が年1回の調査なものですから、成果物が出ないのに払うというわけにもなかなかいかない、これは会計規程上、何も物が無いのに払うというようなルールはないものですから、これはちょっといかんとも難しいところがありまして。例えば農業関係の調査とか、あるいは、漁業関係の調査などでそういう例があるやに聞いて、私どもも調べてみたのですが、農業関係の調査で言うと、これは毎月の調査で、毎月結果が出てきますし、漁業関係ですと、途中で概数の公表があり、最後に確定値の公表があるというようなことで、成果物がちゃんと出てきているのです。この私どもの調査の場合は、一連の流れで、最後に結果が出てくるものですから、なかなかそういう工夫がしにくいところがありまして。ですから、複数回に分けてという工夫が難しい。問題意識はわかりますので、私どもも検討をしたところですが、工夫がなかなか難しいなということでございました。

○加藤専門委員 契約形態が請負契約になっていますので、通常、民間の請負契約の場合ですと、どこかで何か部分検収して、分割払いと、こういう形が多いかと思うのです。ですので、資金が豊富に持たれている入札者であれば、それはそれで問題ないのしょうけれども、こういう御時世もありますので、それで幅を狭めてしまうのかなという気がしたものですから、そういう意見を言わせていただきました。

○小林副主査 関連して、これは、いろいろな事業者に参加していただいて競争を高めることができるのですが、1億5,000万ぐらいの資金を持っていないといけないというか、資金調達し

ておかなければいけないのですね。そうすると、通常だと、それは、実際に現金がキャッシュで来るまでは、資金調達コストがかかるのですね。そうすると、入札金額にその資金調達コスト分を上乗せして入ってくるということで、国民的に考えると、民間の資金調達コスト分を税金から払うことにもなりかねない話だと思うのです。

だから、ある意味、なるべくタイムラグがないように、大きな支払いが出たときには、それを確認できる部分を確認していただけて払っていただくというシステムにしていただかないと国民負担になると考えていただいた方がいいのではないかと思うのです。これは、同じようなことは診療報酬にも言えていまして、診療報酬も払われるのは2か月後ですね。これは韓国ですと、1週間から10日で払われるそうです。もちろん日本もレセプトをIT化していますが、韓国の場合は、IT化して、1週間から10日、確認できない場合は、韓国の場合は概算払いをするそうです。それだけ民間の資金調達コストを圧縮するということですね。そういうことを考えていただかないと、国民としても、民間の資金調達コストを税金から払うのかということ、私としてはちょっと承服しかねるという気がしますけれども、いかがですか。

何か確認できるものがなければというのはわかりますので、印刷とか、いろいろな大きな支払いがどこら辺で生じるかは大体わかると思いますので、そのときに何らかの形で確認をして、中間報告をしていただけて、支払うというふうにしていいただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

○西村課長 趣旨はよくわかりますし、私どももそんなふうにできることによって事業者の参入が増えればよいと思います。本当に3年前に受けていただくのに苦労したりしたものですから、今回なるたけたくさんの方が参加できるようにしたいのは、全く同じ問題意識でございます。ただ、今の会計法・会計規程では、何らかのアウトカムがないと支払うことができないというシステムで、その業者が何らかのアクションをすれば払うようにできればいいわけですがけれども、単にアクションするだけでなく、何らかの成果物を納めて支払うという仕組みになっている以上、例えば、何かアクションをしたことによって支払うようにするのは難しいと思うのですね。

そこは、まさに小林先生御専門のところだとは思いますが、例えば、この官民競争入札というルールも、もともと単年度契約という非常に厳しい縛りを3年契約なり複数年契約にできるように、いろいろな仕組み、法制度をつくってやったわけで、多分、何らかの成果物があって支払うというルールが変わらない限り、成果物が1回しか出てこないこの調査において、途中で事業者が何かお金を使ったからといって、その時点で払うという仕組みを、今の会計規程の上で工夫することは非常に難しいのではないかという気がいたします。

○小林副主査 最終成果物という意味ですけれども、中間といいますか、そういう事例はないのですか。

○事務局 月次以外の年次の統計調査でも、例えば、それぞれ何月ごろにはどういう工程があるという中で確認できるもの、そういった書類をもって検査確認し、支払っている事例はあります。ただ、それが今回の事業にフィットするかどうかは、もう一回検証が必要だとは思いますが。

○逢見副主査 業務内容には、例えば5月に名簿を作成して8月に納品するという業務があります。あるいは、調査票を印刷する。それから、信書として発送するときに、そこである程度実費として

想定できるというものがあるわけです。だから、成果物としての結果でなくても、少なくとも実費として出ているものの支払いでもあれば、それを一時的に支払うことはできないのでしょうか。この事業は、金額が1億5,000万と非常に大きくて、業者さんとしては、印刷したら印刷屋さんに払うだろうし、発送したら、その時点で払っているわけですから、何か工夫する余地はないのかなと思うのです。

○西村課長 逢見先生がおっしゃったのと同じような問題意識で、私どもも検討はいろいろしてみたところですが、過去の例えば農業関係とか漁業関係とかの例とか、先ほどおっしゃったような、ほかの調査の例で、途中の段階で支払っている場合もあるのですが、それは結局、やはり何らかのものがあるとかという形になっていて、これで言うと、もしかしたら、例えば名簿を納入してくるので、名簿をつくったというところで支払うことは、成果物としてはあり得るのかもしれませんが、実は、名簿は自治体がつくっているものをもらって、要するに、送り先のリストですから、それをコンピュータに打ち込むだけの作業なので、金額的には200万ぐらいのものです。だから、多分これだけ前払いしても、そんなに意味はないと思います。あとは、調査票はつくって、送って、回収して、それで、成果が上がるということになるものですから、なかなか節目がこの一連の流れの中で見当たらない。それを何もしなくても、印刷ができたところで支払うことはできないかと検討したのですが、ほかの農業関係・漁業関係、その他の例でも、印刷しただけで、その分について支払ったというような例はありませんでしたし、単に印刷しただけでは、何らかの成果とはおそらく評価されていないということだろうと思うのです。多分、何か節目があればいいと思うのですが、この調査については、極めて短い間にやるような仕組みになっているものだから、節目がなかなか見当たらないということかと思えます。

○加藤専門委員 5月名簿と、10月名簿も同じようなイメージですか。両方ともそんなにコストがかからずにできるものなのですか。

○西村課長 5月名簿は、4月段階のものを自治体からもらって、それを打ち込むということで、10月名簿は、実際に調査するのは10月1日ですから、4月から10月までの変更分について直すだけのことなので、10月名簿は、5月名簿がちょっと直っただけのものです。半年の間に、開業する事業者とかがいるものですから、その分が入ってくるだけです。ですから、さほどの作業ではない。

○加藤専門委員 調査票の電子画像データ化という作業もあったと思いますが、こういう作業も別にそんなに大きな負担にはならないという理解でよろしいのですか。

○西村課長 この部分はそれなりの作業だと思いますが、これは、調査票を送ったものが返ってきて、それを電子データ化するわけなので、もうほとんど作業としては一番終わりのころに発生するわけですから、そこで払ったとしても、前払いにはならないのではないかと思います。

○加藤専門委員 ただ、印刷物の作成とか、事業者が外注して、それなりのコストは人件費以外にかかると思うのです。資金繰りのピークするときなどは、非常に事業体も苦しいと思うのです。そうなった場合に、完全に1年間すべて前払いですので、その部分が一つの大きなポイントになるかと思うのです。何か工夫して、例えば5月名簿、10月名簿、あるいは電子化、その中で業者さ

んにお金がかかりそうなところを何か工夫して、納品をさせて、それを検証する。それを確認したら請求していただくことは全く考えられないのかということ、そんなことはないような気が私はするのですけれども、どうでしょう。

○西村課長 実は、私どもも全く同じように、何か工夫できないかというところがあって、加藤先生がおっしゃるように、いろいろ検討してみたところですが、おそらく今の会計規程で、何らかの成果物と引き換えに払うというルールになっている以上、工夫の範囲で対応できることには限界があることだと思います。その基本的なルール自体をもしかしたら、この官民競争入札を一つのきっかけにして、制度的な御検討をいただくのはあり得るのかもしれないと思うのですが、私どもは現行の会計規程に従った中で工夫しかできないものですから、そういう意味で言うと、私どものこの調査は、一連の流れで極めて短期間のうちに、要するに、10月調査で、2月ぐらいには結果が出てくるというようなものですから、節目がなかなかないということなのかなと、残念ながら思っております。問題意識は受けとめておりまして、それなりに検討をさせていただいたところです。

○廣松専門委員 申し訳ないのですが中座せざるを得ませんので、今の議論からはちょっとそれますが発言させてください。今回、調査の方法として、行政記録情報を使い、施設名、定員等を把握する。それは大変良い改善だと思います。それを前提とした上で、資料A-4に、平成24年度以降上回らなければならない回収率が出ているわけですが、これは、平成22年度の実績を踏まえたもので、確かに郵送調査として、一般的な印象としては大変高いような印象を受けます。ただ、調査の精度という意味では、単に回収率だけでなく、有効回答数がどの程度あるかが一番重要な点だと思いますので、その点、民間業者に督促等の創意・工夫を求めているわけですから、単に返ってくるだけではなく、ちゃんと調査票に記入されているという形での回収を是非民間業者に創意工夫してもらおうとともに、指導をしていただければと思います。

私からは以上です。

○加藤専門委員 何ども恐縮ですが、どうしても納得したいものですから。納品物の定義にもよると思うのですね。現行の規則上で、納品物とはどういうものかという明確な定義があれば別ですが、明確な定義はここに判断に任されていますよということであれば、それは工夫の余地がそこにあるような気が私はするのですけれども、いかがでしょうか。

○西村課長 何らかの行動を事業者がとったことをもって「成果」がどの程度取り扱われているかというところだと思うのですね。ほかの事例を私どもはかなり研究したところですが、例えば名簿は一つの切り口としてあるのかなと思ったのですが、先ほど申し上げたように、非常に微々たる部分ですので、結局、送って、返ってくるものをどう取り扱うかというところで、まとめていくのに当たって何段階かある場合に、とりあえずの成果物、そして、もっとちゃんとした成果物みたいな形で成果物を何種類かに分けているのがほかの例で見ると通常のような感じです。

本調査については、10月に調査票を送って、本当に年末ぎりぎりまで返ってくるわけです。すぐに送り返してくれるわけではないので、年末に返ってきて、年明けにすぐそれをデータ化して、2月ぐらいには納品の準備に入ってくださいというようなことで、極めて短期間でやっているような

作業なものですから、その意味では、そこでの段階的な成果物が得られるような調査ではないということではないかと思っております。

○小林副主査 支払いの方法では、納品物に示す納品物や業務の完了を確認できる書類等を提出し、検査ですね。11 ページの 5) の「納品物」の中のアの「調査関係用品（封入・封緘、発送作業に入る前に指定した部数を納品し）」とあります。ここの部分は、部分的に納品したものをチェックして、その分については払うことはできなくはないのではないかと解釈できるのではないかと思ったのですけれども、どうですか。

○西村課長 私どももそれは検討をしてみました。これは印刷の委託ではないので、結局、調査業務の委託なものですから。まさに、この官民競争入札の市場化テストの枠組みは、部分的なパンチの委託とか印刷の委託ではなく、パッケージで委託することに眼目があるわけで、調査の成果として何が評価されるかということだと思っております。そういう意味で言えば、調査名簿は、もしかしたら一つの成果物になり得るのかもしれませんが、その次に来るのは、送って、実際、こういう調査結果になりましたというところでないと、なかなか調査の成果というふうには言えない。

○小林副主査 おっしゃっているのは、最終成果物をもって成果物とするということですね。だけど、成果物に至るまでのプロセスの中で発生している中間品みたいなもの、別にこれは副産物ではなく、本当に成果に至るまでに必要な中間品を評価することができるかどうか。それは会計法上評価して払うことは可能かどうかということだと思っております。その点、ちょっと検討をいただけないですか。

○事務局 今回は統計調査でございますが、市場化テストでは、このほか各種事業がございます。その中で、試験業務などですと、例えば受験票の印刷、発送、受け付けといった、統計調査とは違いますが、工程が連続していくものがございます。厚労省さんも試験業務について市場化テストをやっているものがございますが、部分払いを可能な形にしています。その中では、例えば受験票の印刷とか、受験票をお送りするという工程について、会計法令上の言葉では「性質上可分な工程」ですね。ここについては完了したというところの確認をもってそれに値する額を支払うことができる、部分払いという考え方をもってやっているところがございます。統計調査についても、部分的に分けた工程で業務が完了したものを確認ができないかということ、そうでもないかと思っております。そういった部分払いという考え方について、省内の会計課とかそういった専門のところにもちょっと御相談いただくというところで、もう一度御検討をいただくことは可能でしょうか。

○西村課長 今おっしゃったところで、要するに、「性質上可分な」と、ステップ、どこで区切りになっているかということだと思っておりますが、それについては、私どもとしても検討をさせていただいたところでございます。今おっしゃったのは調査の例ではないので参考にならないと思うのですけれども、例えば、ほかの調査や統計の例で調べてみますと、調査票を印刷したというだけで何らかの支払いをしているという例はないようでございまして、調査というのは、調査票なりいろいろな準備をして、相手とのかかわりが生じて、何らかの成果があったということだからだと思っております。ですから、いろいろ工夫はなるだけしたいとは思っているのですが、例えば調査票を印刷したところで払えないかということについて検討できるかというのは、それはちょっと難しいと

思っております。

○小林副主査 私が中間品と言ったのは、11 ページの 5) の「納品物」のア。残部とはありますけれども、納品した部分です。

○西村課長 納品と言っても、それは物が来たというだけで、何か成果物というわけではないですね。

○小林副主査 納品して、厚労省さんから発送するということですか。

○西村課長 いいえ。これは、ちゃんとできているかどうかチェックをするということで、送ったりするのは、業者がやります。

○小林副主査 チェックをしたのは、そのプロセスの中での重要な工程の一部ではないのですか。

○西村課長 調査というのは、相手方に何らかの調査をかけて、何か相手についての事実がわかることをもって調査とか統計とか言うわけですから、そういう意味で言えば、この「調査関係用品」で。私どもでも実は検討をしたのですけれども、これを成果物と言うのはなかなか難しいだろうというようなことです。だから、ほかの調査でもやっているところがあれば私どもはできると思うのですけれども、ほかの調査などで、こういうところで払っているのではないのは、これはおそらく調査という意味では成果には当たらないということだと思います。

多分、ほかの例を見て 1 つ考えられるのは、実費を支払うというような例があって、これは例えば郵送料とか、あるいは謝礼品とか。本件については、謝礼品はないのですけれども、そういうようないわば控えの領収書が明確に出ているようなものについて支払っている例は、調査の例ではほかにあったので、そういうようなことであればできるかどうかはちょっと検討できるかもしれないとは思っています。ただ、印刷物を納品しただけでという例はないし、なかなかそれは難しいのではないかと思っております。

○小林副主査 印刷したときの請求書、その業者に対する納品書があって、その支払いの領収書があるはずだから、それをもってではだめですか。

○事務局 統計調査では、年 1 回の調査について何回かに分けて支払う例はないということでしたけれども、総務省さんでやっている調査で、何回かに分けて支払っているものがございますので、厚労省さんの中では調査業務では例がないということではありますけれども、ほかの省庁さんの事例も材料として、引き続き検討をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○西村課長 私どもの会計規程に従ってやっておりますので、できないものを検討で持ち帰ってもちょっと困りますので、印刷物の印刷・納品については、厚労省だけでなく、ほかの省の例を調べた上で申し上げているところですが、検討するのはなかなか難しいかなと思っております。ただ、郵送料は何千万もかかるのですよ。1 件二百何十円のを 20 万件も送るので何千万もかかるのです。例えば郵送料の実費、これは切手代ですから、明らかに明確なものですから、そういうようなものについてやっているような例などはほかにはありますので、そういうようなことは検討することは可能ではないかなと思っております。ただ、ほかの同様の調査や統計でかなり検討した上で、できていないものについて、ここで私が検討しますと持ち帰ることもちょっとできませんので、そこらは勘弁していただきたいと思っておりますが、郵送料とか、その手の明らかな実費みたいなものについ

ては検討は可能かなと思います。

○加藤専門委員 つっかかるようで申し訳ないのですけれども、郵送料は実費の精算が可能で、印刷の実費はできませんと、これは納得できないですね。そうであれば、郵送料などの実費については、これはタイムリーに精算してあげるべきというのは、これは一般的な国民感情だと思うのですね。印刷物は、その実例がないということで、お立場上、それはなかなかゴーサインを出せないのもわかります。ただ、検討はしていただきたいというのは意見です。

○西村課長 わかりました。検討もしないと言うわけにはいかないと思いますので、検討した結果は、それができるかどうかはわかりませんが、検討はさせていただきます。

○小林副主査 では、できる限り、今、郵送料が出ましたけれども、郵送料の部分で実費を払うことができるかどうかということですね。そういう例があるということですから、できるという方向で検討いただきたいですし、加えて、印刷費の部分の実費は精算可能かどうか加えて御検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○西村課長 なるだけ前向きに検討をしたいと思いますが、この調査は、申し上げたように、極めて短い間に集中的にやるということがあるものですから、郵送料なども、実際には年末ぐらいに精算して発生してくるので、前倒しの支払いと言っても、2か月とかせいぜいそれくらいでしかないということはありません。ですから、本当に事業者が、そのためにわざわざ精算を求めるかどうかはわからないし、それから、郵送料のところは、実は大口割引とかで事業者が工夫できる場所ですから、全体の込み込みの中に入っている方を事業者としては喜ぶかもしれません。ですから、そういうふうに分けるといふふうにするか、あるいは、分けて支払うことについても、事業者と協議できる余地を残すというような形の整理にするかというのは、最後はあるかなと思っております。はじめから分けてしまうかどうかというのは、事業者と相談するというような形で整理するのはあるかなと思っております。それは、事業者もそうですし、私どももそうですが、途中で精算すると、それなりの事務も生じますし、余りメリットでないと考える場合もあろうかと思っております。

○加藤専門委員 私はその限りでは理解できましたが、そうであれば、印刷物とか、そちらも業者さんにとっては結構大きな金額がかかると思うのですね。そちらも同じような取扱いができないものかどうかということも含めて検討をしていただきたいと希望します。

もう一点、15 ページの上の方の「さらに、」のところ。「さらに、業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。」と。普通はこういう一文は入るものなのでしょうか。

○西村課長 これは、ほかの同様に市場化テストにかかっている調査と全く同文でございます、こういう文章が普通は入っているようです。

○事務局 こちらについては、業務で失敗があったときに、支払った後、お金を回収するのはなかなか難しいようなところがあり、市場化テストに関しては、こういう形のものを入れさせていただいております。

○加藤専門委員 わかりました。

最後に、1点いいですか。

29 ページの「評価項目一覧表」ですね。得点配分で、加点の項目についてかなり御検討されたの

だなど感じました。1点だけ、28番の「オンラインによる調査等の活用などの提案があるか。」「加点3」となっていますね。この3という数字をお決めになられた経緯と伺いますか。オンライン化ですから、もちろんこれは評価すべきだと思うのです。3で低くはないか。もうちょっと評価すべきではないかという御意見も内部であったかと思うのですね。そこら辺の経緯及び最終的に3に決めたお考えを確認させていただきたいのです。

○佐藤課長補佐　こちらについては、前回の実施要項、平成21年のときに、オンラインについては加点として評価することにしてございました。こちらについては、前回の統計の委員会でも御指摘をいただいて、当然入れるべきということを入れてはいるのですが、御指摘のように、低くないかという議論については、全体としては、項目もかなりございまして、あとは、もともと今回オンラインは当然検討しておりますけれども、重点を置くべきところとして、オンラインもさることながら、こちらで言うところの問い合わせ、苦情対応、要するに、各被調査者の対応の仕方、これによって質と伺いますか、クオリティーが上がる、上がらないもありますし、あとは、督促の仕方。今の2つをやるためには、研修。要するに、パートさんとかそういった方に対していかに研修をちゃんと施した上でやっているかということにも配分をしなければいけない。あとは、今回、画像のデータ化を義務づけまして、これの活用の仕方についても、ここをちゃんと工夫して、あるところについては、例えば画像データの扱いの仕方を、ほかの工程にもうまく使うことなども検討しているような業者もおりまして、そういった工夫をすることによってほかの工程もぎゅっと締められたり、そういうこともありますので、そちらも含めて配分をしていった結果として、申し訳ないのですが、ここはこういう算定に落ち着いているのが現状でございます。

○加藤専門委員　例えばISMSが取得されていれば3点、プライバシーマークも3点ですね。同じ3点ですかという、こういうニュアンスですけれども、これはちょっとレベル感が違うような感じが私にはしたのですね。オンライン化ということは、相当程度の工夫がなされて、効率化できますし、あるいは、回収率も上がるでしょうし、あるいは、コストの削減もできるでしょうし、いろいろな観点からすばらしいことだと思うのですね。あるいは、オンライン化は民間では当たり前の世界になってきていますので、そこで加点の配分をもうちょっと増やしているのかなという、そういう印象があったのです。

○佐藤課長補佐　平成20年度にも一部実施しているわけですがけれども、そこでのオンラインもある程度実績は少しですがけれども、ありました。今回、平成22～23とやっているのですがけれども、この平成22年度において、一部の利用者票という特別なところですがけれども、ここについて、こちらから被調査者にお願いするときに、オンラインで希望があれば、お教えいただければ対応するようなことを書いたのですね。ところが、希望する方は全くおられない状況がございまして。そうすると、それに対して突っ込みをしていって、そこを非常に加点しても、そこに効果がどの程度出るのか若干わからないようなところもございまして、そこについては重点配分をしなかったというのが現状でございます。

○加藤専門委員　それは、どのくらいの割合で少なかったのですか。アンケートの結果ですか。

○佐藤課長補佐　平成20年度のときに、実際にしたときには、7.8%のオンラインの利用があった

のですけれども、平成 22 年度に「やりませんか」「手を挙げてください」というのは、利用者は 0 でした。希望がなかった。

○西村課長 この調査の場合は、各施設、事業所の種類ごとに、事業の種類ごとに調査票が全部違うのですね。細かく、例えばホームヘルプならホームヘルプとか、老人ホームなら老人ホームとか、保育なら保育とか、全部内容が違うものですから、それを一々全部オンラインで処理できるようにプログラム開発したりとかということ自体が、聞いてみると、多分、3 年契約の中でそのコストを吸収するのはなかなか難しいという判断がどうもあるようです。

○加藤専門委員 ほかの案件でも、やはりそういうものなののでしょうか。こういう統計調査は、オンラインについてはそういう考えなののでしょうか。

○事務局 すべてがということではないとは思っています。今、西村課長がおっしゃいましたように、調査票がいっぱいあるといったところは、システムを組む中では大きな要因にはなるだろうというところがございます。ただ、多様な方法を求めています、オンラインのほかにも、ファックスもありますでしょうし、あるいは、メールでやりとりが可能なのかどうか、そこは御検討の上ということではあるかとは思いますが、郵送にこだわらずに、客体側が回答しやすいような方法を企画書の中で工夫をしていただくというのは、オンラインだけではなく、ほかの観点も含めてあるとは思っています。

○加藤専門委員 そうであれば、オンライン化という言葉ではなく、今おっしゃったようなニュアンスで書いて、もうちょっと得点の配分を高くするとか、そういうことも検討がなされていいのかなと思います。

○西村課長 それも、先ほどのと併せて検討をさせていただきたいと思います。

○加藤専門委員 よろしくをお願いします。

○小林副主査 私から 1 点だけ。回収率の件ですけれども、これは統計調査分科会でもいろいろ御意見があったとお聞きしているのですけれども、実績に合わせた形で、それぞれの施設について細かく設定しています。これは、実績ベースにして設定した方が、このサービス水準を維持しなければいけないのだよというインセンティブをつけるために必要だということですか。それとも、先ほど西村課長がおっしゃっていたのは、前は、都道府県を通じてやっていたときは、非常に回収率が高く、保育所などについても、非常に重要なデータがちゃんと 100% 近く回収できていたので、すごく有効だったと。先ほどの廣松専門委員の御指摘もそうだと思うのですけれども、思想としては、どのぐらいの有効回答があるのが望ましいのかといった尺度ではなく実績ベース。その辺はどうなのでしょう。実態的に、例えばもうちょっと上げるのかはよくわかりませんが、いかがなのでしょう。

○西村課長 実績については、31 ページにも過去の実績がございますけれども、施設、事業の種別ごとにかなり差がございます。特に、障害福祉サービスの在宅の事業所などは、もともと親の会とか家族の会などがやっていたものが、障害者自立支援法のときに法制化されたようなものであったりするので、こういうようなものは、本当に小さなものからあるので、なかなか回収率が高くないとか、あるいは、老人の方でも、居宅サービスの事業所などは、小さなホームヘルプ事業所とかそ

ういうのもありますから、やはり高くないわけです。一方、施設などの場合は、かなり大規模にどうしてもなるし、きちっと経営しているというところもあるので、回収率は高かったりするということで、事業所ごとの違いをそれなりにちゃんときめ細かく見てあげた方が、上回らなければならない回収率を達成しやすいのではないかとということで、どこまで細かく分けるかというのはあるとは思いますが、この程度の分類をして、きめ細かく対応した方がクリアしやすいのではないかと考えてございます。

○小林副主査 私が言っている意味は、実績ベースで細かくこういうふうに決めるのがいいのか、それとも、厚労省さんとして、この調査で確保してもらいたい回収率はこのラインなので、このラインに決着するようにしてくださいというふうにそのターゲットを決めるのがいいのか。それはどちらですか。

○西村課長 それも実は統計調査分科会でも議論があつて、廣松先生からもコメントをいただいたのですが、目標とするのは、あえて言えば、やはり **100%** です。ただ、これは民間委託をするのに、**100%** でなければならぬというのは現実的ではございませんし、実績として、これまで事業者もかなり頑張ってくれたところで **90%** 近く達成できているところもあるものですから、今までの実績の中で、しかも、一番低いところで現実的に達成できるところということで、こういう形にしているということでございます。

統計学的に何%あると、誤差率が何%以下になるのかは、抽出調査の場合ですと、確定した手法があるわけですが、これは基本的には全数調査ですので、回収率が高くなればなるほど精度が高くなるということです。本当は、もっと高くしたいところは山々ですが、それではなかなか現実的ではないということで、こういったところにおさまっているということでございます。

○小林副主査 わかりましたけれども、目標としては、現状を目標にするのではなく、達成すべき目的、先ほど、最終成果物が政策的にもいろいろ利用されるわけですね。その利用に資するような統計調査、最終成果物であつてほしいわけだから、何か工夫をする必要は、今後あるのではないかという気はいたしました。それはちょっと感想です。

それでは、時間を過ぎてはいるのですが、**「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」**の実施要項（案）についての審議はこれまでにしますけれども、先ほどの点については、事務局と調整していただいて、どういう支払いが可能かということについて、ちょっと検討をしていただくということと、あと、もう一つ、先ほどのオンライン調査の部分が残りましたので、それについては、ちょっと協議していただいて、それを委員にフィードバックしていただいて、確認させていただくということでよろしいですか。

○事務局 契約金額の支払いと、オンラインの評点については、厚労省さんと相談の上、委員にお諮りさせていただきたいと思っております。

以上です。

○小林副主査 それでは、少し複雑な手続がありますけれども、それを確認した上で、この小委員会の審議はおおむね終了したのものとして、実施要項（案）の取扱い、監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○加藤専門委員 はい。

○小林副主査 それでは、委員の皆様には御確認いただくこととなりますけれども、よろしく願いいたします。

厚生労働省におかれましては、本実施要項（案）をよりよいものにしていただく努力をしていただきまして、本事業の競争性を高めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室、環境省入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、環境省水・大気環境局水環境課古田課長補佐に御出席いただいておりますので、事業の評価等を踏まえた実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分ほどをお願いいたします。

○古田課長補佐 環境省水・大気環境局の古田でございます。本日はよろしく願いいたします。

「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」については、平成21年から23年の間、3年間の事業として、公共サービス改革法の枠組みに則らせていただいております。その実施の中で、質の向上や以前よりも効率的な事業実施を図られたところもございます。その実施の中で、質の向上や以前よりも効率的な事業実施を図られたところもありまして、今回、継続して、これまでは3年でしたけれども、今回は5年間で、同様に公共サービス改革法に則って事業をさせていただきたいと考えております。

詳細については、担当から説明させていただきます。

○長谷係長 担当の長谷から説明させていただきます。

今回の修正事項のポイントについて説明いたします。総務省で進められている政府統計共同利用システムを利用した統計調査を行うために環境省で平成21年度に構築した水質汚濁物質排出量総合調査オンライン調査システムを使用した業務について記載しております。名称が若干長いので、オンライン調査システムと略させていただきます。オンライン調査システムについては、政府統計共同利用システムを利用して、データベース管理、帳票の印刷、他の周辺作業に関しても実施できるように作成させております。

これは参考ですが、昨年度、オンライン調査システムを、現行のこの業務を受託・受注しております請負業者に参加していただきまして、今回のこの業務で3年間培った経験を利用させていただきまして、有益なシステムができたと認識しているところです。

2つ目に、今回の落札者を決定する評価項目として、事業資格・実績に以下の3点の評価について追加しております。組織の環境マネジメントシステムに関する公的資格、主たる従事者が、環境計量士、水質関係第1種公害防止管理者及び技術士環境部門の資格者、主たる従事者が、情報処理技術者試験及び技術士情報工学部門の資格者で、この3つの資格について評価することとさせていただきます。この3つについて、現在の請負業務の受注者が培ったアイデアを採用しました。環境計量士、水質関係第1種公害防止管理者、技術士環境部門の資格者がいることにより、水質汚濁物質排出量総合調査の際に、調査客体から専門的な水質関係等の内容の問い合わせがあった際に、

請負者から適切に答えることによって、調査客体において、記載する内容がよく理解できることにより、回答率が上がることを期待して、また、調査客体からの回答内容の精度向上を目的として、いただいております。

3つ目に、実施要項作成の指針やほかの統計調査業務の実施要項の内容等を踏まえ、業務の引き継ぎや、業務の改善策の作成、入札説明会後の質問受付等を明記するなど、現行事業の実施要項から内容の充実を図らせていただいております。業務の引き継ぎや業務の改善策の作成、入札説明会後の質問受付等を明記することについては、今まで、これまで培われた業務内容等については、そのまま記録として残らないことにより以後、活用できないのは非常に問題があると認識いたしましたので、関連資料を残すことにより、今後の業務が、より良い業務となるよう今回記載させていただいているところでございます。

パブリックコメントについては、12月1日から14日まで実施いたしましたが、質問等の意見は特にございませんでした。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見を願いたします。

○加藤専門委員 これは確認ですが、評価項目の一覧表ですね。実施要項（案）の19ページです。この中の情報処理技術者試験及び技術士情報工学部門の資格者であるかという加点項目がありますが、後者の技術士情報工学部門の資格者は、何か特定の資格者でしょうか。それとも、幾つもある資格があって、当該部門の資格者であればいいですよと、そういう意味で書かれているのでしょうか。単純に、意味がわからないということです。例えば、情報処理技術者試験であれば、それは一つの資格じゃないですか。それと並列的な関係での何か資格があるからこうやって書かれているのでしょうか。これはどういう資格を想定されているのですか。

○長谷係長 情報処理関係についてまず記載させていただいたことについてですが、今度行われる本統計調査が、政府統計共同利用システム、オンライン調査システムを使って、それなりに情報処理とかそういう技術について資格を持っていないと、かなり大変な思いをされるのはわかっておりますので、それについて、あった方が当然適切な処理ができる。また、一般の方から、例えばオンライン調査システムをできれば使いたいという問い合わせがあったときに、説明もできることも含めて、追加させていただいております。

○加藤専門委員 こういう名前の資格があるということですか。

○長谷係長 こういう資格はございます。技術士の情報工学部門という。

○加藤専門委員 これは資格名ですか。

○長谷係長 はい。

○古田課長補佐 上の技術士環境部門の部門名が違う。技術士は、部門ごとに試験があるので。

○小林副主査 それは何に規定されているのですか。

○古田課長補佐 技術士法です。

○加藤専門委員 わかりました。確認できました。

もう一点よろしいですか。情報セキュリティ対策は非常に重要なポイントになるかと思うのですが、先ほどのお話を伺ってそう思ったのですが、評価項目の「イ 事業実施体制」の「(オ) 情報セキュリティ対策」で、3つ項目があって、一番下のところで、「効果的なセキュリティ対策がされているか」の加点が6で、かなり評価点が高いと認識できますが、例えば ISMS が取得されていますとか、プライバシーマークとか、そういう具体的なことは入れる必要は特にはなかったのですか。そのお考えを確認させてください。

○長谷係長 情報関係の資格が、世界規模で考えれば様々な資格があり、Pマークについては、日本ではよく取られていることが多いのはわかっているのですが、世界規模では様々な資格がある可能性があるのも、このような記載をさせていただいております。また、資格条件として提出されたときについては、環境省で調べさせていただいて、これが日本の一般的な資格であれば、どの資格に該当するか確認させていただいて、それで評価させていただいております。

○加藤専門委員 個別ケースで実質判断をしましょうと、こういう考え方ですか。

○長谷係長 はい。

○加藤専門委員 わかりました。

○事務局 実施要項(案)の11ページの一番下の「・」に、例示という形でこういった資格を有しているかということに記載させていただいております。

○加藤専門委員 はい。

○逢見副主査 この調査は、客体はかなり特定されるわけですね。工場・事業場、あるいは、施行状況調査は自治体や海上保安庁です。そういう意味ではオンライン調査もなじみやすいし、共同システムでうまくコストも下げて、かつ回収率が上がれば、非常にいい結果になると思うのですけれども、その割には、回収目標80%というのは何となく低い感じで、もうちょっと高い目標はできないのかなと思うのですけれども、やはりこんなものですかね。

○長谷係長 何十年かやっているのですが、大体80%を超えるは結構難しいという状況です。水質汚濁物質排出量総合調査を実施時に、調査客体から質問については、請負業者に連絡するよう記載しているのですが、それでも、環境省にどうしても調査自体に対する質問をされる調査客体があり、何故、このような調査を受けなくてはならないのかと質問があり、そのような調査客体から協力していただくこともあり、80%より上へ行くのは難しいのかなというところはどうしてもあります。

○逢見副主査 排出汚濁防止法の規制対象事業所だから、当然、規制を受けているわけであって、だから、自分たちがどんなことをやっているかというのは把握しなければいけない事業所ですね。それを答えてくださいと言っているのだから、このような質問というのは信じられないですが、そういうものですか。

○長谷係長 実態的なところがあるのですが、この対象となっている調査客体は、確かに大工場もあるのですが、一方で街のクリーニング屋、旅館等の小規模な調査客体があり、そのような調査客体は、当然ながら水質汚濁防止法を承知しているのですが、排水の管理等については、専門の環境関係の業者に任せていることが多く、この調査の内容について調査客体では全く判らないことが結

構多いです。今回、受注業者では、そのような状況下においても、この調査の趣旨を説明し、また、資格者の人が丁寧に記載方法等をアドバイスしていただいて、今回は **80%**を超えたということ聞いております。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 よろしいですか。

○逢見副主査 はい。

○小林副主査 それでは、時間になりましたので、「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきたいと思っております。

事務局から、確認することはありますか。

○事務局 特にはございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）については、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催せず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任させていただきたいと思っておりますが、先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日質問しなかった事項等がありましたら、事務局にお寄せください。事務局で整理していただいた上で、各委員に結果を送付していただきたいと思います。

また、環境省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。